償却資産申告書・給与支払報告書
―提出は1月31日（水）まで―

【償却資産申告書】

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を1月31日（水）までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（費）が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

①提出書類
・申告書
・種類別資産明細書

②課税標準額
今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点
課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

④税額
課税標準額に100分の1・4（税率）を乗じて算出されます。

【給与支払報告書】

各事業主の方は、令和5年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を1月31日（水）までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課☎83-2190

【青梅税務署職員による出張申告相談】

出張申告相談をつぎのとおり開催します（土地、建物および株式などの譲渡所得の相談を除きます）。

〔日程〕2月13日（火）
〔相談受付〕午前9時30分～11時30分
午後0時30分～2時30分
〔会場〕役場会議室
〔申込について〕電話による事前申込が必要です。

申込みは、2月1日（木）午前9時から開始します。

＊お越しになる際は、極力マスクの着用にご協力ください。

※申し込みは、住民課☎83-2190

【東京しごとセンター多摩】

雇用・就業を支援するための様々な事業を実施しています。詳細はホームページ（https://www.tokyoshigoto.jp/tama/）をご覧ください。（QRコード参照）

令和6年度住民税（町・都民税）の申告および令和5年分所得税の確定申告

■町職員による申告の相談・受付

待ち時間を少なくするため、申告の相談受付は、昨年と同様に電話による予約制とさせていただきます。

2月1日（木）午前9時から電話予約を開始します。希望する日と時間帯を予約してください。

＊1人あたり30分、2人分相談する場合は、1時間を予約してください。1日30人分まで受付けます。

予約状況により希望する日時が予約できない場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

〔予約先〕住民課☎83-2190
〔申告期間〕2月16日（金）～3月15日（金）（土曜日、日曜日および祝日を除く）
＊2月18日（日）・25日（日）は、休日の申告受付を行います。
〔相談受付〕
・午前9時～11時30分
・午後1時～3時30分
〔会場〕役場会議室
＊お越しになる際は、極力マスクの着用にご協力ください。

なお、住民税申告書の提出のみの場合は、郵送または住民課窓口、古里出張所へ直接ご提出ください。

＊ただし、つぎの場合は、相談・受付ができません。

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方
○事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
○医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方

《次ページへ続く》